

## 適正な下請契約及び施工体制確保について

光市

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、下請契約を締結した場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられました。

これに伴い、光市においても、下請契約を締結した全ての工事について施工体制台帳等の写しの提出が必要となることに伴い、適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項を掲載します。

## ○施工体制台帳の写し及び施工体系図の写し等の提出

下請契約を締結した場合には、施工体制台帳及び添付書類の写しを提出すること。提出の範囲は下記のとおり。また施工体系図の写しも併せて提出すること。

- ・台帳の記載内容は、元請と1次下請間についてのもののみならず、2次下請以下すべての下請間についてのものを含む。
- ・添付書類も含む。
  - ・元請の技術者について、その資格及び元請との雇用関係を証する書類
  - ・2次下請以下すべての再下請負通知書の写し
  - ・1次下請以下すべての下請契約書の写し

## ○書面による下請契約

建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約書により下請契約を締結すること。

## ○適正な下請代金の支払

- ・適正な下請代金の設定（※工事請負代金には、消費税及び地方消費税を適正に転嫁して下さい。）

元請業者は下請業者に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わさせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。
- ・支払条件の向上

下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とするなど支払条件の向上に努めること。
- ・前払金の支払

元請業者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請業者に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うように努めること。

○市内下請業者の活用

下請負人を必要とする工事については、市内建設業者の活用に努めること。

○下請業者への指導

下請業者が2次以下の下請業者又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。

また、下請業者が法令に違反したときには、違反の是正を求めること。

○社会保険への加入及び社会保険料相当額を適切に含んだ額による下請契約

公共工事設計労務単価には、労働者への加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）が勘案されており、現場管理費には、事業主が負担すべき法定福利費が反映されている。

については、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の積極的な活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結に努めること。

あわせて、社会保険の未加入の下請負人に対しては、社会保険への加入手続きを進めるよう指導に努めること。